

第二条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第七条第一項第四号及び第五号中「週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「四時間の勤務時間を割り振られている日」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十五号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「四、一一二人」を「四、一六四人」に改め、同号(二)中「三二五人」を「三二三人」に改め、同号(三)中「三九人」を「四〇人」に改め、同号(四)中「三一七人」を「三一六人」に改め、同条第二号(一)中「二、四三二人」を「二、五三八人」に改め、同号(二)中「一三九人」を「一三五五人」に改め、同号(三)中「一二人」を「一人」に改め、同号(四)中「一三八人」を「一三五五人」に改め、同条第三号中「八三人」を「八五人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、七三七人」を「二、六九二人」に改め、同号(二)中「一二九人」を「一二二人」に改め、同条第二号(一)中「一三八人」を「一三七七人」に改める。

第三条第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「一一七人」を「一〇八人」に改める。

第四条第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「七五二人」を「七七一人」に改め、同条第二号中「八六人」を「八五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十六号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成六年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに市町村立の小学校及び中学校」を削る。

第二条中「県の教育委員会、その他の学校医等に関して市町村の」を削る。

第六条中「その他」を「県立大学以外の県立学校」に改め、「県の」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十七号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 情報の公開に関すること。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十八号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例(昭和二十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一七一人」を「一七三人」に、「一、〇三六八」を「一、〇四八八」に、「五四三人」を「五四九人」に、「三、二七一人」を「三、二九一人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、警視、警部又は警部補及び巡査部長の階級にある者の数が当該階級の定数に満たない場合は、当該定数に満たない数の範囲内の数を当該定数から減じ、当該減じた数を当該階級より下位の階級の定数に加えることができる。

第三条中「前条に掲げる」を「第二条に規定する」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
(定数外の職員)

第三条 次に掲げる職員は、前条第一項に掲げる職員の定数の外に置くものとする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十三条の病気休暇の日数が引き続き九十日を超えた職員

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされた職員

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の承認を受けた職員

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣された職員

五 国又は他の地方公共団体の機関に派遣された職員

附則第二項中「第二条」を「第二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定の適用については同項中「当該階級の定数」とあるのは「附則第二項の規定を適用した後の当該階級の定数」とし、第四条の規定の適用については同条中「定数」とあるのは「附則第二項の規定を適用した後の定数」とする。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第三十九号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「許可」の下に、「法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付」を加え、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 運転経歴証明書の交付

一件につき 千円

第十一条第一項第一号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 法第八十九条第二項の規定による検査 検査手数料

第十一条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 法第百一条の二の第二項の規定による免許証の有効期間の更新の申請 經由手数料

第十一条第二項の表中運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	
<p>特定第一種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。)又は第二種運転免許(大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。)に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合</p>
<p>普通自動車免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第二項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>
<p>法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>
<p>二千五百円</p>	<p>二千五百円</p>
<p>二千三百円(法第九十七条第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千四百円)</p>	<p>二千五百円</p>
<p>二千四百円(法第九十七条第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して</p>	<p>二千四百円</p>

第十一条第二項の表再試験手数料の項中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に、「二千九百五十円」を「三千円」に改め、同表免許証更新手数料の項の次に次のように加える。

経 由 手 数 料	六百元
-----------	-----

第十一条第二項の表審査手数料の項中「限定解除審査（法第百十二条第一項第六号の審査をいう。）をその限定解除審査を行う者」を「公安委員会」に、「二千七百五十円」を「二千八百円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「二万五百円」

を「一万四千七百五十円」に、

普通自動車以外の自動車に係る技能検定員審査	一万四千七百五十円
-----------------------	-----------

普通自動車免許に係る技能検定員審査	二万五百円
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万二千五十円

--	--

に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「一万二千五百円」を「九千八百五十

車を使用して受ける場合にあつては、五千三百円）

円」に、

普通自動車以外の自動車に係る教習指導員審査

九千八百五十円

を

普通自動車免許に係る教習指導員審査

一万二千五百五十円

一万二千五百五十円

に改め、

大型自動車第一種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査」という。）

同表講習手数料の項中

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習

講習一時間につき千三百五十円

を

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習

講習一時間につき千三百五十円

法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習

講習一時間につき三千四百円

に、

法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習

千七百円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和二十五年総理府令第六十号）第三十八条第十一項第一号ただし書きの規定により行われるものである場合にあつては、七百円）

法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習

講習一時間につき二千四百円

「第三十八条第十三項第二号」を「(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十八条第十三項第二号」に改め、同条第三項の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

を

<p>法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習</p>	<p>法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	<p>七百円 千五百円 千七百円 (国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、千五百円)</p>
<p>法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習</p>	<p>講習一時間につき二千五百円 講習一時間につき千五百円</p>

に、

審 査 細 目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	千四百五十円 三千九百五十円 四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千四百五十円 六千七百五十円 八千二百五十円

<p>一 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>審 査 細 目</p>	<p>第十一條第三項の表の備考一中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「九百五十円」を「千五百五十円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「千五百五十円」を「九百五十円」を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については「千五百五十円」に改め、同表の備考二中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「三百円」を、普通自動車以外の自動車」を「三百五十円」を、普通自動車免許」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同條第四項の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。</p>	<p>七 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二條第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二條第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>二千八百五十円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>区 分</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千円</p>	<p>三千三百円</p>
<p>千四百五十円</p>	<p>教習指導員審査手数料の額から減ずる額</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千五百円</p>	<p>千九百五十円</p>
<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>	<p>千九百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>二千五百円</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>五 技能検定の実施に関する知識</p>	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>千九百五十円</p>	<p>二千二百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>四 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>三 法第八十八條の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>千九百円</p>	<p>二千二百円</p>

二 技能教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千四百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千九百円
三 学科教習に必要な教習の技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
四 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
七 道路運送法第二十三条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一条に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千八百五十円

第十一条第四項の表の備考一中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「九百円」を「千二百円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「千二百円」を「九百円」を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については「千円」に改め、同表の備考二中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「百円」を、普通自動車以外の自動車」を「五十円」を、「普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料)

第十三条 県は、自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定により自動車運轉代行業の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|-------|
| 一 | 法第四条の規定による自動車運轉代行業の認定の申請 | 一件につき | 一万六千円 |
| 二 | 法第五条第五項の規定による認定証の再交付 | 一件につき | 千九百円 |
| 三 | 法第八条第三項の規定による認定証の書換え | 一件につき | 二千百円 |

附 則

1 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の表の改正規定(技能検定員審査手数料の項及び教習指導員審査手数料の項の改正部分に限る。)、同条第三項の表の改正規定及び同条第四項の表の改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十一号)附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、なお従前の例による。

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十号

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第三項」を「第九十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第四十一号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十三年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「農政部及び林務部」を「農林水産部」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:natsubara@natsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄